

## 国立大学法人 東北大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成20年4月から常勤の役員について特に本学に顕著な貢献があると認められるときは、経営協議会の議を経て、特別手当を支給できることとした。
理事	法人の長と同様
理事(非常勤)	特になし
監事	法人の長と同様
監事(非常勤)	特になし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 23,765	千円 15,732	千円 7,162	千円 871 (地域手当)			
A理事	千円 16,804	千円 11,064	千円 5,077	千円 663 (地域手当)			
B理事	千円 15,134	千円 10,116	千円 4,388	千円 606 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 16,795	千円 11,064	千円 5,068	千円 663 (地域手当)	4月1日	3月31日	
D理事	千円 16,640	千円 11,064	千円 4,889	千円 663 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
E理事	千円 14,879	千円 9,408	千円 4,416	千円 611 (地域手当) 24 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)			◇
F理事 (非常勤)	千円 3,096	千円 3,096	千円 0	千円 0		3月31日	
G理事 (非常勤)	千円 3,096	千円 3,096	千円 0	千円 0			
A監事	千円 12,971	千円 8,736	千円 3,711	千円 524 (地域手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,272	千円 1,272	千円 0	千円 0			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在職する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(法人役員となるため、本省課長・企画官相当職以上で退職をし、引き続き、法人役員として在職する者)を示す。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円 1,791	年 月 1 5	20.3.31	1.0	役員退職手当規程に基づき、経営協議会において業績評価率を1.0と決定した。	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部署等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条の趣旨及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成20年11月14日閣議決定)を考慮しつつ、本学の経営戦略を効率的、効果的に実現できる機動性に富んだものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。
昇給	従来の普通昇給と特別昇給を統合し、5段階の昇給区分を設けて、その者の勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者はその者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
降格	勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- ・本給表の改定
  - 初任給を中心に若年層に限定した改定
- ・本給表の改定に対応した調整基本額表の改定
- ・扶養手当の子等に係る支給月額を500円引き上げ(6,000円→6,500円)
- ・期末・勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ
- ・地域手当の支給率を引き上げ
  - (仙台市5%→6%、東京都特別区14%→16%、それ以外の地域2%→3%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	3,937	43.5	7,271	5,252	64	2,019
事務・技術	1,086	40.3	5,459	3,999	90	1,460
教育職種 (大学教員)	2,092	46.4	8,866	6,361	58	2,505
医療職種 (病院看護師)	565	39.2	5,319	3,886	38	1,433
技能・労務職種	17	54.7	5,639	4,114	84	1,525
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	168	40.8	5,503	4,022	73	1,481
指定職種	7	58.1	15,506	10,917	31	4,589

再任用職員	78	61.8	3,340	2,867	107	473
事務・技術	70	61.7	3,362	2,887	111	475
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	6	62	2,974	2,547	60	427
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

非常勤職員	300	42.2	4,204	3,188	89	1,016
事務・技術	144	45.3	3,564	2,607	102	957
教育職種 (大学教員)	80	41.1	6,262	4,477	63	1,785
技能・労務職種	24	43.1	3,603	2,684	66	919
医療職種 (病院医療技術職員)	4	33.8	3,397	2,894	113	503
研究支援職種	23	37.1	3,883	3,883	80	0
研究補助職種	25	33.4	2,311	2,311	128	0

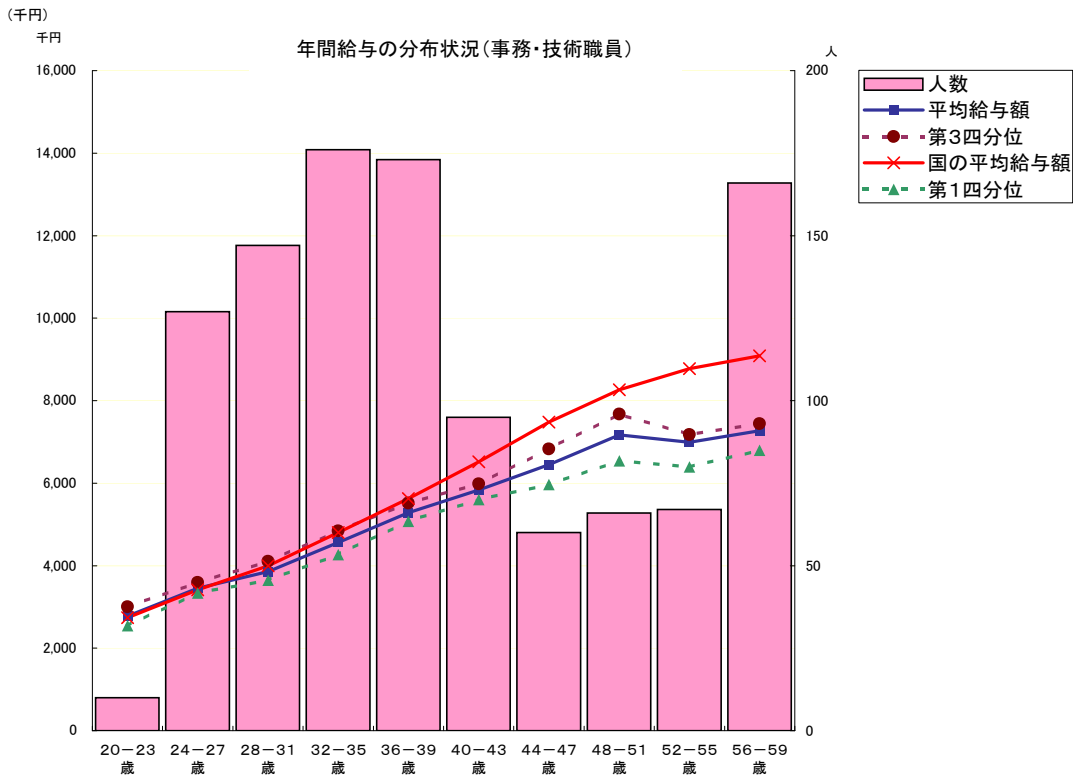
- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。  
 注2:常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。  
 注3:常勤職員、非常勤職員のうち「技能・労務職種」とは、自動車運転手、機械操作員、実験助手、用務員などの業務に従事する者を示す。  
 注4:非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示す。  
 注5:「在外職員」及び「任期付職員」は該当者がいないため記載を省略した。  
 注6:常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」及び再任用職員のうち「教育職種」、「医療職種(病院医師)」、「指定職種」、並びに非常勤職員のうち「教育職種(歯科技工士学校養成学校教員)」、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」、「指定職種」がいないため記載を省略した。  
 注7:「常勤職員」の教育職員(歯科技工士養成学校教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。  
 注8:「再任用職員」の医療職員(病院看護師)及び医療職員(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	109	40.5	7,398	5,549	47	1,849
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	107	40.5	7,398	5,540	48	1,858
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

- 注1:年俸制適用者のうち、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「指定職種」がいないため記載を省略した。  
 注2:事務・技術及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



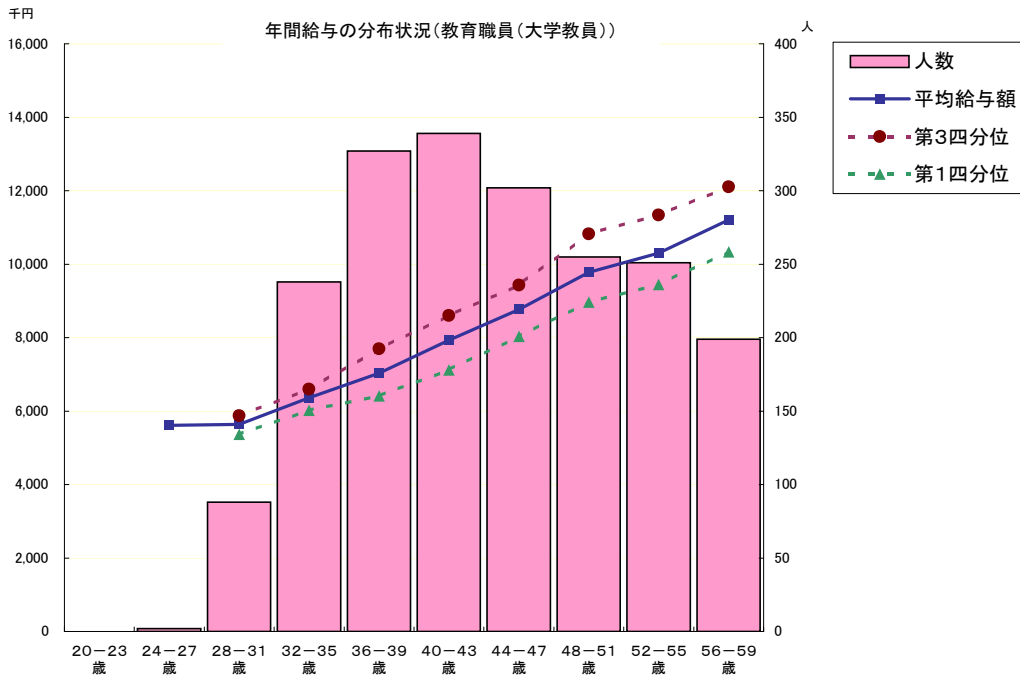
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年俸制適用者を含む。以下、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	11	53.6	8,841	9,852	10,763
課長	63	53.4	7,671	8,122	8,714
課長補佐	60	52.8	6,874	7,112	7,311
係長	437	45.8	5,433	6,030	6,705
主任	159	38.6	4,659	5,069	5,293
係員	357	29.5	3,456	3,789	4,088

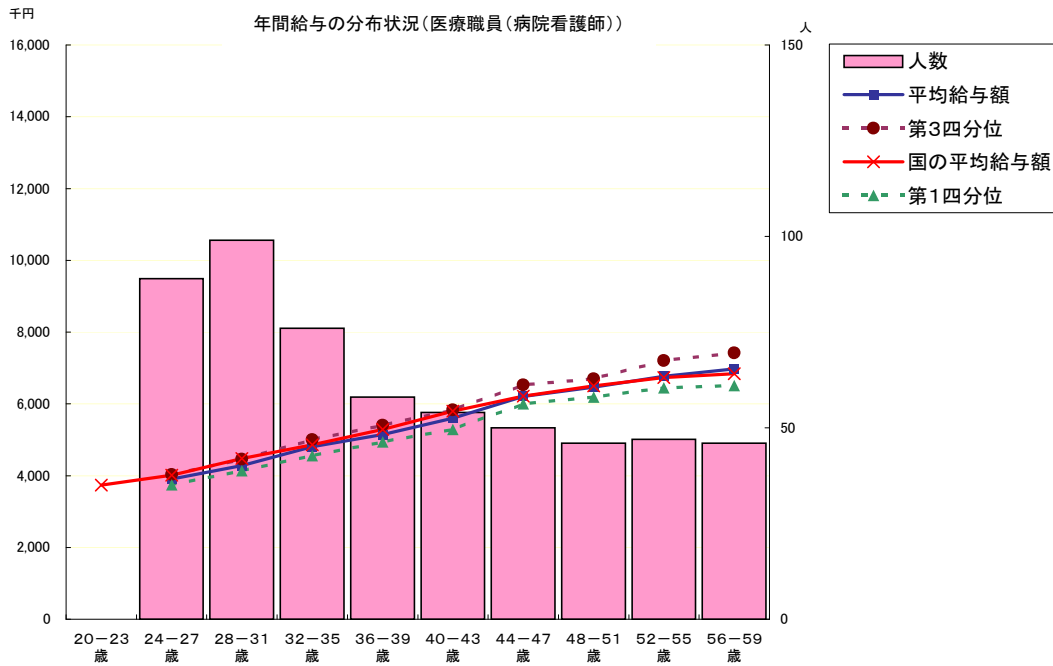
注:「課長」には、課長相当職である事務長及び「室長」を含む。



注)年齢24～27歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	759	54.4	10,344	11,135	11,792
准教授	593	44.8	8,060	8,548	9,102
講師	118	44.4	7,361	7,911	8,490
助教	683	38.6	6,118	6,550	7,057
助手	46	44.5	5,760	6,204	6,650



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	51.5	-	7,628	-
看護師長	49	52.6	6,853	7,101	7,432
副看護師長	112	46.4	5,704	6,233	6,826
看護師	394	35.1	4,128	4,756	5,280
准看護師	6	56.2	5,367	5,488	5,580

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員:年俸制以外)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任、係長	係長、課長補佐	課長補佐、課長	課長、部長
人員(割合)	1,086 人 ( )	172 人 ( 15.8%)	182 人 ( 16.8%)	480 人 ( 44.2%)	179 人 ( 16.5%)	43 人 ( 4.0%)	26 人 ( 2.4%)
年齢(最高～最低)		35～20 歳	57～25 歳	59～31 歳	59～43 歳	59～40 歳	59～47 歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,063 ～1,765 千円	4,036 ～2,381 千円	5,346 ～2,771 千円	6,228 ～4,119 千円	6,564 ～4,927 千円	7,671 ～6,188 千円
年間給与額(最高～最低)		4,073 ～2,414 千円	5,409 ～3,271 千円	7,359 ～3,790 千円	8,265 ～5,702 千円	9,050 ～6,919 千円	10,255 ～8,456 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員(割合)		1 人 ( 0.1%)	3 人 ( 0.3%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
年齢(最高～最低)		～	59～49 歳	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	9,012 ～6,627 千円	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	12,513 ～9,686 千円	～	～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(事務・技術職員:年俸制)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任、係長	係長、課長補佐	課長補佐、課長	課長、部長
人員(割合)	1 人 ( )	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)	1 人 ( 100%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～	～	～

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員(割合)		0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。



## (教育職員(大学教員:年俸制以外))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	2,092 人 (32.0%)	669 人 (32.0%)	115 人 (5.5%)	562 人 (26.9%)	746 人 (35.7%)
年齢(最高～最低)		62～26 歳	61～32 歳	62～27 歳	62～38 歳
所定内給与 年額(最高～最低)		5,972 ～3,258 千円	7,279 ～3,920 千円	7,331 ～4,258 千円	12,991 ～5,596 千円
年間給与額 (最高～最低)		8,042 ～4,360 千円	10,073 ～5,398 千円	10,210 ～5,938 千円	17,803 ～7,870 千円

## (教育職員(大学教員:年俸制))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	107 人 (57.0%)	61 人 (57.0%)	3 人 (2.8%)	31 人 (29.0%)	12 人 (11.2%)
年齢(最高～最低)		67～28 歳	53～37 歳	61～33 歳	68～48 歳
所定内給与 年額(最高～最低)		5,852 ～3,908 千円	6,648 ～4,740 千円	7,306 ～4,323 千円	8,727 ～6,787 千円
年間給与額 (最高～最低)		8,100 ～5,160 千円	8,970 ～6,660 千円	9,990 ～6,030 千円	12,000 ～9,360 千円

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	565 人 (1.1%)	6 人 (1.1%)	394 人 (69.7%)	112 人 (19.8%)	49 人 (8.7%)	3 人 (0.5%)	1 人 (0.2%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59～53 歳	59～24 歳	59～31 歳	59～39 歳	55～46 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与 年額(最高～最低)		4,298 ～3,777 千円	5,238 ～2,554 千円	5,844 ～3,313 千円	5,383 ～4,110 千円	6,143 ～4,821 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)		5,878 ～5,172 千円	7,210 ～3,493 千円	7,940 ～4,592 千円	7,678 ～5,890 千円	8,546 ～6,976 千円	～ 千円	～ 千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 68.2	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 31.8	% 33.4
	最高～最低	% 46.2～27.0	% 40.9～29.2	% 42.7～28.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.7	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 31.3	% 32.7
	最高～最低	% 40.4～30.2	% 37.3～28.3	% 38.8～29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.2	% 65
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.8	% 35
	最高～最低	% 48.5～32.4	% 47.4～29.6	% 47.1～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.7	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 31.3	% 32.7
	最高～最低	% 50.5～30.9	% 48.1～23.6	% 49.0～28.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 64.9	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.2	% 35.1	% 36.6
	最高～最低	% 40.4～33.7	% 37.3～30.7	% 38.8～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.3	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 31.7	% 33.1
	最高～最低	% 40.4～31.2	% 37.3～29.0	% 38.8～30.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職種)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

88.8
100.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

100.8
-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))  
対他の国立大学法人等

98.5
101.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	88.8
	参考	地域勘案 92.9 学歴勘案 88.4 地域・学歴勘案 92.6
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.3% (国からの財政支出額 57,227百万円、支出予算の総額 113,756百万円：平成20年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は50.3%であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の指数の状況、地域・学歴勘案等を総合的に勘案し、給与水準は適切であると考え	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	
	適切な給与水準の維持に努める	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	98.5
	参考	地域勘案 104.4 学歴勘案 97.6 地域・学歴勘案 103.4
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.3% (国からの財政支出額 57,227百万円、支出予算の総額 113,756百万円：平成20年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は50.3%であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の指数の状況、地域・学歴勘案等を総合的に勘案し、給与水準は適切であると考え	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	
	適切な給与水準の維持に努める	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 【99.5】

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

○比較対象職員の状況

・事務・技術職員

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の1,086人及び年俸制適用者に係る①表(同)の常勤職員欄の1人 計1,087人  
1,087人の平均年齢40.3歳、平均年間給与5,463千円

・教育職種(大学教員)

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の2,092人及び年俸制適用者に係る①表(同)の常勤職員欄の107人 計2,199人  
2,199人の平均年齢46.2歳、平均年間給与8,794千円

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	34,602,625	35,059,302	△456,677	(△1.3)	△2,101,715	(△5.7)
退職手当支給額 (B)	3,827,197	4,269,132	△441,935	(△10.4)	△962,356	(△20.1)
非常勤役職員等給与 (C)	12,705,008	10,262,595	2,442,413	(23.8)	6,963,244	(121.3)
福利厚生費 (D)	5,509,379	5,343,777	165,602	(3.1)	423,422	(8.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	56,644,209	54,934,806	1,709,403	(3.1)	4,322,595	(8.3)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤役職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」は、それぞれ対前年度比「△1.3%」、「3.1%」であり、給与、報酬等支給総額は、職員数の削減により減少しているが、外部資金等により雇用される職員数の増加により最広義人件費は増加している。

#### ②人件費削減の取組

##### ・中期目標

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

##### ・中期計画

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

##### ・総人件費改革の取り組み状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	37,795,850	35,835,297	35,059,302	34,602,625
人件費削減率 (%)		△5.2	△7.2	△8.4
人件費削減率(補正值) (%)		△5.2	△7.9	△9.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年度、平成19年度、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし。